

家の終活を考えてみませんか？

住まいのエンディングノート

(簡易版)



住まいをお持ちの皆様へ。いま、地域や家族に迷惑をかけてしまう放置空き家の存在が、社会問題になっています。

放置空き家にしないため、元気なうちから「仕舞う（解体）」、「活かす（活用）」の行動を、ご家族いっしょに今から考えてみませんか？



このエンディングノートは、終活などの目的で、自分の思いを記しておく・整理しておくために作成するものです。より詳細な内容が記載された国土交通省作成の「住まいのエンディングノート」も是非ご活用ください。

わたしのこと

記入日

年 月 日

名 前	
生年月日	年 月 日
住 所	〒

もしものときの連絡先

名 前	
電話番号	
関 係	

わたしの住まいの将来について

- 家族に任せる（売却や解体など自由にしてよい）
- 家族と相談したい（活用など）
- 引き継ぐ相手がない（身寄りがないなど）ので、専門家に相談したい

※裏面へ進んでください

空き家の相談はこちら

作成：長岡市都市整備部都市政策課

問合せ

〒940-0062 長岡市大手通2-6
フェニックス大手イースト8階

電 話：0258-39-2265
メー ル：toshisei@city.nagaoka.lg.jp



所有している建物

	所在地	共有の場合		備考
		共有者名・連絡先	自身の持分	
①				
②				
③				

所有している土地

	所在地	共有の場合		備考
		共有者名・連絡先	自身の持分	
①				
②				
③				

所有している土地・建物は、法務局が発行する登記事項証明書・所有不動産記録証明書や長岡市が発行する名寄帳（所有している不動産一覧表）などで確認しましょう。未登記の場合や登記の名義が親のままなどの場合は、法務局で速やかに手続きを行きましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の所在や相手方の連絡先などについても確認しましょう。

家族に伝えたいこと（自由にメッセージを書きましょう）

[長岡市の空き家対策（長岡市ホームページ）](#)

長岡市 空き家対策



空き家の活用や解体などを各専門団体に相談できる「[空き家に関する相談窓口一覧](#)」などを掲載しています。右記QRコードなどからご覧ください。



- このエンディングノートに**法的な効力はありません**。確実な内容とするためには、遺言書などの作成が必要です。